

2014年7月11日

内閣府食品安全委員会事務局評価課内

「2,3-ジエチルピラジンの食品健康影響評価」意見募集担当 御中

「2,3-ジエチルピラジンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」について

日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部

今回、貴委員会が公表された「添加物評価書 2,3-ジエチルピラジン（案）」（以下評価書案）に関して、以下のコメントを提出いたします。

1. 国際機関等における評価に関する記述について

本物質については、遺伝毒性の有無が評価のポイントの一つであり、添加物専門調査会でも重点的に審議されたものと認識しています。

しかし、評価書案（p.5）では、JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）における評価として引用されているのは、構造クラスⅡに分類される香料としての、第57回会合（2001年）での評価書のみであり、2,3-ジエチルピラジンの遺伝毒性試験結果について考察・評価している第76回会合（2012年）の評価書¹は引用されていません。

結果的にJECFAの結論は貴委員会の評価書案と異なるものではないと考えますが、国際機関における判断として重要な内容ですので、引用して記載しておくことが必要ではないでしょうか。

以上

参考文献

- 1) JECFA, Pyrazine derivatives (addendum). Safety evaluation of certain food additives. WHO Food Additives Series, 67: 223-244 (2012).